

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第7回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和8年3月18日（水） 19:00 ～ 20:00
- 場 所 中央公民館 第1研修室
- 出席者 ○委員
中島正人部会長 森谷真哉果副部会長 堀宏美副部会長
木津直美委員 森順子委員 森裕司委員 安東和伸委員
須藤由美江委員 入口大志委員
（欠席：大崎千絵委員、小玉壽代委員）
○事務局
学校再編推進課主査 小崎隆
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 協議（要綱第8条に基づき、中島部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）新PTA会則について説明をお願いする。

事務局： 前回、協議した内容を資料1にまとめている。「役員」「集会」の項目については、前回に続き、再度協議したので、改めて確認をお願いする。修正したところは青文字で修正している。修正内容に間違いが無いか確認をお願いしたい。

部会長： それでは、再度、協議した項目「役員」「集会」について、修正漏れや、その他の修正点はないか。

（特に意見なし）

それでは、資料1の項目を原案とする。

次に、「会計」の項目について協議を進める。また、関連する「会員」の項目も進めていきたい。協議については、第4回会議の資料と全国PTA連絡協議会の公開資料を参考に協議をお願いする。

それでは、「会計」について、何か意見等はあるか。

委 員： 現在の宇野中学校・PTA予算を基に、今後、必要となる予算費目を考えてみたのでお知らせする。（外部非公開で説明）

委 員： これまで支出している予算を削減した場合、どこから費用が支出されるのか。それともその費目に関するのを止めてしまうのか。

委 員： 費目によっては、止めてしまう物もあるが、費目の組み替えや、市費で対応できる物については、市費で支払いすることになっている。

委員： 例えば、傷害保険は団体で加入をしていて、全生徒が対象となっているが、P T Aに加入していない、会費を払っていない生徒も対象になってしまうことが課題がある。

委員： 保険を掛けることは必要と思っているが、団体でしか加入はできないのか。

委員： 個人で任意保険に入ることは可能である。団体で入ることで、割引となるなどの恩恵がある。

部会長： 「会計」の協議中だが、関係する「会員」についても見てもらいたい。
現在、P T Aに加入しない方がいることで、会費の扱いをどうするかが課題となっている。「会員」の項目では、P T A会員となる条件を記述するので、P T A会則にある「会計」に会費を記述すれば、当然、会費を集金させてもらうことになる。
例えば、会費を取らないことにすれば、P T A活動に関してのみ、参加するかしないかの判断となるのではないか。

委員： 会費について疑問に思っていることがある。これまでP T A会費として、先生も会費を支払っている。子供達のために使用ということであれば、先生からの集金は不要ではないかと思っている。

委員： 子供達のために使用する予算は必要と思っている。P T A会費と別物として、何か会計をすることができないか。

部会長： それもいいと思うが、できるかどうかわからない。
もし保護者で集めるのであれば、会計はだれがするのか、管理はどうするのかを考えなければならない。P T A会費だから学校で行っていただいている。課題はある。
この「会計」と「会員」については、多くの意見が出てくると思っているので、今回の会議の中で決めることは難しいと思っている。

委員： 先ほどの別会計というのは、例えば、保護者から毎月又は年間で集金するとか、寄付をいただくなど、別会計で管理するイメージか。

部会長： そうなると思う。それは、学校の物に使うのではなく、あくまで子ども達に使う予算として考えなければならない。

委員： はじめに説明があったP T A 予算についてであるが、宇野中学校の予算が基準になっていたと思うが、他の2校も内訳としては同じような費目で分かれているのか。

委員： 日比中学校でも、細かくは検証していないが、ほぼ同じように割り当てていて、費目名称は異なる物もあるが、大まかな費目構成としては宇野中学校と同じである。

委員： 今回、事前に3中学校で打ち合わせをして、ほぼ同じ状況であったので、それぞれで資料を出すとうわかりにくいことから、宇野中学校をベースに説明をさせてもらった。

部会長： 学校側で詰めてもらいたいのは、必要な予算は何か。市費でまかなえる物は何かを再度、調査していただき、再提案していただきたいと思う。

委員の皆さんも、今回の会議で出てきた疑問点等を持ち帰って検討していただき、次回の会議でご意見をいただきたい。

本日は以上で終了する。

3 閉会

別 紙

(協議 1 : 前回の修正)

第〇章 役員

(略)

第〇条 役員のうち、以下の任務を行う

- 1 学校との連絡を中心となって行う
- 2 会計を行う
- 3 玉野市 PTA 連合会の業務を行う

第〇章 会計監査委員 (章を追加)

第〇条 この会の経理を監査するために、2名(保護者1名・教職員1名)の会計監査委員をおく。

第〇条 会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。

第〇条 会計監査は、その他の役員、委員を兼任することはできない。

第〇条 会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告をする。

第〇条 会計監査は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第〇条 会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。

※章、条の番号は、最終的に付番する。

(協議 2 : 今回の協議結果)

第〇章 集会

第〇条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時これを開く、もしくは書面開催とし、次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項。
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項。
- 3 事業の計画とその報告に関する事項。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

また総会は、会員の過半数の出席もしくは回答をもって成立する。(委任状を含む)

議決は、出席もしくは回答の過半数の賛成による。(委任状を含む)

第〇条 役員会は必要に応じて適時開催する。

第〇条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

※章、条の番号は、最終的に付番する。